

クラッシュボックス・シェアレンタル・プラットフォーム会員規約(案)

第1条(名称)

本会はクラッシュボックス・シェアレンタル・プラットフォーム(以下、「本会」という。)と称する。英文名称は、CRUSHBOX SHARE RENTAL PLATFORM(CSRP)と称する。

第2条(目的)

本会は、情報(データ)を取得から、活用、蓄積、保管、復旧、消去、廃棄、再生するまで、プロセス毎に集まった各組織が相互に協力し、データの健全な活用を通して社会に貢献することを目的とする。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. データセキュリティに関する情報交換
2. データセキュリティに関する普及・啓蒙活動
3. 会員相互の懇親

第4条(会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の承認を受けた法人および個人とする。

第5条(会員の権利と義務)

1. 会員には個人会員と法人会員がある。
2. 会員は、本会の活動に積極的に参加する。
3. 法人会員は、本会の会員であることを広告、パンフレット、ウェブサイト、催事等において、示すことができる。
4. 法人会員は、本会の会員であることを広告、パンフレット、ウェブサイト、催事等においてその名称が掲出されることを承認する。

第6条(入退会)

1. 本会へ入会しようとする者は、書面(電子メールなどを含む。以下同じ)をもって申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。
2. 本会を退会しようとする者は、幹事会に書面をもってその旨を届け出なければならない。
3. 会員が本規約に違反した場合、または、本会の名誉を傷つける行為をした場合には、幹事会の議決により、これを除名することができる。

第7条(事業年度)

1. CSRP 活動の事業年度は、通常1月1日から12月31日までとする。
2. CSRP の第1次年度は、令和5年1月1日から12月31日までとする。

第8条(会費)

CSRP の会員は、下記の会費を毎年1回、支払うものとする。ただし、幹事会の承認により、特定の会員の会費を免除することができる。

1. 法人会員 2万円(税別)
2. 個人会員 1万円(税別)

第9条(幹事会)

1. 本会に、幹事会を置く。
2. 幹事会は、幹事をもって構成する。
3. 本会発足時における幹事は、有志により構成する。
4. 本会発足後は、代表幹事が会員から幹事を指名し、幹事会の承認を受けるものとする。
5. 代表幹事は幹事による互選とする。
6. 幹事会は、代表幹事が必要と認めるときに開催する。
7. 幹事会は必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。

第10条(特別事業)

本会は、第3条に定める事業の実施にあたって、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。

第11条(改正)

本規約は、幹事会の決議により改正することができる。

第12条(解散)

本会は、幹事会の決議により解散することができる。

第13条(その他)

この規約に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、幹事会が別に定めるものとする。

東京都墨田区亀沢 2-4-10-101

唐鎌 益男(日東ホルカム)

2022年 月 日 制定